

【注：本ひな型は、金融庁監督局証券課との協議に基づいて作成しておりますが、単に本ひな型通りの内容を定めればよいということではなく、各社の業務内容、規模、実情等に応じた適切な社内規則を制定して頂く必要がありますことをご理解の上、ご利用頂きますようお願い致します。】

## 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、当社が行う自己募集（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）をいう。）及びみなし有価証券の売買その他の取引等（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為をいう。）に係る広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 広告等の表示

自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等（以下「自己募集その他の取引等」という。）の内容について金商法第37条第1項に規定する広告その他これに類似するものとして金融商品取引業等に関する内閣府令第72条で定める行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

#### (2) 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）」第1項に規定する経済上の利益をいう。

### (通則)

第3条 当社は、広告等の表示を行うに当たっては、常に投資者の信頼を確保することを第一義とし、金商法その他の法令並びに当社の定款及び諸規則（これらに基づく細則等を含む。以下「法令等」という。）並びに取引の信義則を遵守し、適確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めるものとする。

2 当社は、景品類の提供を行うときは、法令等及び取引の信義則を遵守するものとし、また、その適正な提供に努めるものとする。

(一般的禁止行為)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある広告等の表示

を行わない。

- (1) 取引の信義則に反するもの
- (2) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (3) 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの
- (4) 投資者の投資意欲を不当にそそる表示のあるもの
- (5) 慎意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (6) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- (7) 金商法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令等に違反する表示のあるもの

2 当社は、投資者に対して、景表法その他の法令等に違反し、又は違反するおそれのある景品類の提供を行わない。

(誤解される表示の禁止)

第5条 当社は、広告等の表示を行うときは、投資者による金融商品取引業者又は登録金融機関の選択に必要な事項に関し事実に相違する表示又は人を誤解させるような表示を行わない。

2 当社は、広告等の表示を行うときは、第二種金融商品取引業の登録を受けていることにより主務官庁その他の公的機関が当社を推薦しているかのような表示又は当該広告等の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのある表示を行わない。

(利益保証及び損失補てんの表示の禁止)

第6条 当社は、広告等の表示を行うときは、利回りの保証、損失の全部若しくは一部の負担を行う旨又はこれらを行っているかのような誤解を与えるおそれのある表示を行わない。

(断定的又は刺激的な表示の禁止)

第7条 当社は、広告等の表示を行うときは、有価証券等の価格、数値又は対価の額、経済の見通し等について断定的な、若しくは投資意欲を不当に刺激するような表示をし、又は確実に利益を得られるかのように誤解させるような表示を行わない。

(優越性の表示)

第8条 当社は、広告等の表示を行うときは、その行う自己募集その他の取引等の実績、内容、方法等が他の金融商品取引業者又は登録金融機関に比べて著しく優れている旨を具体的根拠を示さずに表示してはならない。

(商号等の表示)

第9条 当社は、広告等の表示を行うときは、【金融商品取引業者登録簿／金融機関登録簿】に登録した商号、名称又は氏名及び登録番号を表示しなければならない。

**【注：該当する登録簿どちらかを選択してください。】**

(事前審査の原則等)

第10条 当社の各部門は、その所管する業務について広告等の表示を作成するにあたっては、この規則を遵守するほか、金商法、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）に従ってこれを作成しなければならない。

- 2 当社の各部門は、広告等の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）の審査を経て、認められたものでなければ、広告等の表示をしてはならない。
- 3 当社は、法令等に定める広告等の規制に関する十分な知識【及び経験】を有する者を広告審査担当者として任命するものとし、当社の広告審査担当者は●【役職名を記載】とする。

**【注：経験要件については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

(広告等の内部審査)

第11条 当社は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告審査担当者が当該表示又は提供について法令等に違反する事実、又は違反するおそれのある事実の有無を審査するものとする。ただし、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（金商法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、金商法第34条の3第4項（金商法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りでない。

- 2 広告等の表示の審査において、広告審査担当者により命令、意見及び条件等が付された場合、当該広告等の表示の作成を所管する部門は、当該命令に従い、当該意見及び条件等をできる限り参照して、当該広告等の表示を修正し又は新たに作成しなければならない。また、かかる場合、当該広告等の表示の作成を所管する部門は、修正又は新たに作成された広告等の表示により、再度、広告審査担当者の審査を経なければ、当該広告等の表示を提供してはならない。
- 3 広告等の表示の作成を所管する部門は、広告審査担当者により付された意見及び条件等について、広告審査担当者と協議することができる。

(審査の運営)

第12条 広告審査担当者は、広告等の表示の審査運営にあたっては、この規則のほか、金商法、金商法施行令、金商業府令及び監督指針に従うものとする。

登録番号：●●財務局長（金商）第●号  
会社名：●●●株式会社

2 広告審査担当者は、景品類の提供の審査運営にあたっては、この規則のほか、景表法、同法に関連する政令・府令等及び監督指針に従うものとする。

(保管体制)

第13条 当社は、広告等の表示又は景品類の提供を行ったときは、当該広告等の表示及び景品類の提供の審査に関する記録を保管するものとする。

2 前項に規定する保管の期間は、●年間【各社において定める】とする。ただし、●部門【例えば、コンプライアンス部】又は広告審査担当者が認める場合には、当該期間を短縮することができる。

**【注：保管期間等については各社の実情に応じ、記載するものとします。】**

附 則（平成●年●月●日）

この規則は、平成●年●月●日から施行する。